

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう
 に改める。

改正後	改正前
<p>[略] (別紙様式第三号) [別葉 2] [略] (別紙様式第六号) [別葉 4] [略]</p>	<p>[同左] (別紙様式第三号) [別葉 1] [同左] (別紙様式第六号) [別葉 3] [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	